

# おおもり

令和4年5月20日発行 通巻第317号

## 法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2022.4.5.6



香川日蓮橋より 撮影者：縣 伸幸



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



# INDEX

夏のカレンダー	2
ようこそ新しいお仲間／お出かけください	3
顔●大森法人会 事務局長 縣 伸幸	4
TAXインフォメーション	6
令和4年度税制改正大綱	8
令和4年度事業計画書・予算	10
地球温暖化対策報告書提出企業一覧／	11
中小企業者向け省エネ促進税制	
ひろば	12
第10回税に関する絵はがきコンクール	13
トピックス	14
FROM大田区／日本政策金融公庫から	
ジャストワンワード	15



今年もついに開花。世の中は、コロナ禍のため自由が制限されて、なかなか思った活動が出来ません。でもこの時期だけは心が和み、爽やかな気持ちになります。「桜! さくら! 今舞い上がれ!」すべての人に「春色」を魅せてあげてください。

おおもり法人ニュースの表紙写真を募集します! 大森のまちの魅力を再発見できる自然の風景や、街中をテーマにご応募お待ちしております。



## 夏のカレンダー


### 6月

1日(水)	★新設法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
8日(水)	★決算法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
14日(火)	第12回通常総会 大田文化の森ホール
17日(金)	広島西南法人会総会
	6/10 源泉所得税(5月分)納税
	6/30 4月決算法人の確定申告と納税
	6/30 10月決算法人の中間申告と納税
	6/30 社会保険料(5月分)納付



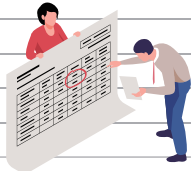
### 7月

11日(月)	署定期異動発令
	7/11 源泉所得税(6月分)納税
	※ 5月決算法人の確定申告と納税
	※ 11月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(6月分)納付
	※印の納付期限は2022年8月1日まで



### 8月

3日(水)	★新設法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
4日(木)	★1日でわかる経理セミナー 10時30分～16時30分 法人会館研修室
9日(火)	★経理のステップアップ講座 13時30分～16時30分 法人会館研修室
17日(水)	★決算法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
	8/10 源泉所得税(7月分)納税
	8/31 6月決算法人の確定申告と納税
	8/31 12月決算法人の中間申告と納税
	8/31 社会保険料(7月分)納付



★印のイベントは一般の方も参加できます。

詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。  
※各行事については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

# ようこそ 新しいお仲間

大森法人会

1月～3月 入会者(敬称略)



## 名取和彦税理士事務所

(中央区銀座1-16-5銀座三田ビル401)

### 名取 和彦

お久しぶりでございます。昨年8月に銀座に事務所を開業しました。

大森税務署長として会員の皆様と十分な交流ができませんでした。賛助会員としてインボイス制度をはじめ消費税知識の普及と会の発展のためにお力添えができればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## JointForcelInternational(株)

(大田区南馬込1-17-10-101)

### 室田 貴之

弊社のビジネスの骨子とは、国内外で事業や投資を推進されたいお客様(法人&個人)にサービスを提供させて頂くことにあります。

特にアジアでは永きに渡る海外在住の経験と人脈が必ずやお客様のニーズにお役に立つと考えております。

## 山王ホームズ(株)

(大田区山王2-40-3)

### 中平 竹彦

山王ホームズ株式会社の中平竹彦と申します。昨年、不動産会社を開業いたしました。

先日、公益社団法人大森法人会様主催の税の講習会に参加させていただき、継続して最新の情報を学んでいく必要があると思ひ、この度入会させていただきました。

どうぞ宜しくお願いいたします。

Membership  
データ

令和4年3月末現在  
管内法人数 7,802社  
大森法人会員数 1,475社

## お出かけください

### ★第12回通常総会

6/14(火) 会場 大田文化の森ホール

公益社団法人大森法人会の第12回通常総会を開催予定です。

※ご欠席の場合は委任状をご返送お願い致します。

### ★新設法人説明会

(新しく会社を設立した法人が対象)

6/1(水) 13:30～16:30 大森法人会館 研修室

8/3(水) 13:30～16:30 大森法人会館 研修室

### ★決算法人説明会

(決算をむかえる法人が対象)

6/8(水) 13:30～16:30 大森法人会館 研修室

8/17(水) 13:30～16:30 大森法人会館 研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認ください。

## 税金クイズ



次の問題に番号で答えてください。  
あなたの税知識は?

A 会社が社宅や独身寮を従業員に貸し付ける場合、住宅の貸付けとして非課税となる。

- ① ○  
② ×

B 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要になる。

- ① ○  
② ×

C 国外で行われる工事について、国内の商社が元請けとなり、国内の建設業者が下請けとなった場合、その建設業者の行う海外の工事は、国内取引となる。

- ① ○  
② ×

D 仮領収書を作成した場合、後日、正式に領収書を作成することとなるため、印紙税の課税対象となることはない。

- ① ○  
② ×

※ 答えは15ページに

# 縣 伸 幸

大森法人会 事務局長

## これからも、「だめ、無理、できない」 という対応はしない、言わないよう心がけたい

平成27年に新たな事務局長の顔となった縣 伸幸さん。これまで法人会会員の活動を支えるていねいな働きぶりは、広報委員の一人をして、「頼り甲斐、甘え甲斐があり、それでいて、堅さも兼ね備えた局長」と評されます。広報誌が刷新されるにあたり、その人となりや法人会が果たすべき役割について語っていただきました。

### 税務などにはまったくの素人だった自分が 25年間お世話に

私は今56歳で令和4年8月の誕生日で57歳になります。大森法人会には25年お世話になっています。

学生の頃は教師になろうという望みがありました。NHKでアルバイトをしていた時に、番組で結婚式を演出する会社が紹介された内容を見て、お金をもらいつつも「ありがとう」と言われる仕事に憧れを持ち、卒業後、ブライダル関連の会社に就職しました。そこで5年ほど働いたのち、予備校にも勤めました。その後、結婚を控え、先々を考えて転職を検討していた時に新聞の求人欄に「社団法人職員募集」の文字を見つけました。

サラリーマンの息子だったので、法人会、青色申告会などは全く未知の世界です。どんな職種か電話で尋ねると「団体事務」とだけ言われました。どんな団体なんだろう？

応募して面接に来たときの担当が、当時の副会長である遊佐さんでした。その格好がアロハシャツに七分くらいパンツ、金色のネックレスといういでたちで少しびっくりしました(笑)。税務に関しては素人の自分でしたが、縁あって採用されました。そして平成27年に前任者の後を受け事務局長に就任いたしました。

### 将来の法人会のあり方を考えつつ、次の世代へ伝える

私が平成9年7月に法人会事務局に入ったその年の3月末の会員は約4,700社でした。しかし10年後の平成20年3月末には約3,100社、現在、令和4年3月末で1,475社で

す。大きく減っています。このままだと、10年後、20年後どうなるかということは考えます。

「会員増強」とひと言で表しても具体的な決め手になるような方法が簡単に見つかるわけでもありません。そこで足元を見てみますと、会員の中でも法人会を利用する機会がまだまだ少ないという事実と直面します。法人会は何をしてくれるところなのか。いろいろなサービスをやっていますが、うまく伝わらない。

そうした中で、法人会を利用していただくために、必要に応じた会員同士のマッチング活動などに積極的に取り組んでいかなければと思います。さらにセミナー、見学会、交流会に税務署も参加できる活動方法を充実させていくことが必要になるでしょう。なぜ法人会に加入する必要があるのか。困っている企業の手助けができるような積み重ねですね。1社1社違うニーズを捉えることが大事です。

決算や申告の電子化が進む中で税務署との関係も変化し、新たな組織の形が求められる時代が来ることは間違いないのかなと思います。その時に大森法人会がどのようなポジションにいるか。なるべく中心的な存在になるべく、次の世代を担う若手職員に私が知っていること、やるべきことを伝えていこうと思っています。

### 家族・法人会の皆さんが明日へのエナジー

私の住まいは相模原で家族は妻と28歳の息子が一人です。息子は小1から大学まで部活でバスケットを続けていました。小柄ですが中学で優秀選手に選ばれたこともあり。大学まで続けていて、私も忙しくてあまり遊びに連れて行ったりできなかったのですが、試合はよく観戦に行きました。

息子が小学校低学年の頃の話ですが、ある時、税金クイズのイベントがあって連れていき、景品等の受け渡しの手伝いをしてもらいながら「パパの仕事はテキ屋なんだよ」と、冗談で言ったつもりが、先生にそのまま言っていたらしくて、後で先生に聞かれて困ったこともありました(笑)。



妻も働いています。法人会の街道を歩く会にも参加して女性部の方ともお付き合いがあります。私は「歩く会」の企画を考えるのが好きで、妻にはよく下見に付き合ってもらっています。妻は高校生の頃から応援しているロックバンドがあり、今でもよく「会合」に参加しています。

最近は共通の趣味で「蕎麦打ち」を始めました。でも、妻の方がうまいですね。

### 電子化が進む中でも会報誌は大事な媒体

今回は会報誌がA4でカラー刷りに一新されます。これまで判型は幾度か変わりましたが印刷はモノクロでしたから、大きな変更になります。

メールでのやりとりなど電子化が進んではいますが、会報誌はまだまだ会員と会を結びつける大事な媒体です。さらに一人でも多くの方に見ていただけるよう皆さんのご意見を伺いながら工夫していきたいですね。

会報誌が会の一つの顔なら、事務局長という立場もその一つと言えそうで、責任重大です。最近の自分の顔については、小学2年生の時、担任の先生より「人間の真の力はやさしい心」というお言葉を頂き、それから自分の座右の銘とし、「ふと・・・ときどき」思い出しては、自分に言い聞かせております。その言葉の意味合いが年を取るごとに顔に溶け込んでいけるように心掛けております。

また前任者とは違う私の「顔」で、側面から役員さん、会員さんの手助けができるように努力しています。

お金をもらいつつも「ありがとう」と言われる仕事への憧れは今もつながっています。これからも、「だめ、無理、できない」という対応はしない、言わないように心がけていきたいと思います。

よろしくをお願いします。



▲平成26年5月10日「街道を歩く会 日本橋」をスタート！台風の中、キラキラの太陽の下、雪が残る旧街道を一步・一步、歩き進み 平成28年12月10日ついに待望の京都三条大橋に無事ゴール！2年と6ヶ月で東海道を制覇しました。（延べ37日間 夜の懇親会代 116,020円）

# 顔

人に顔あり、街にも顔あり  
今号の顔は何を語るか…

### ■プロフィール

縣 伸幸(あがた のぶゆき)  
1965年8月13日生まれ

日本大学商学部卒業後ブライダル業界、予備校業界の職歴を経て、

- 1997年 7月  
公益社団法人 大森法人会に入社。  
各支部事業、青年部会、女性部会、源泉部会事業に携わる。
- 2015年 5月  
事務局長に就任 現在に至る。
- 趣味  
旧街道散策、企画(旅行・旧街道など)、バス観戦
- 公益社団法人 大森法人会  
東京都大田区池上1-27-7  
電話 03-3751-4484  
FAX 03-3754-6054

### 〈インタビュー〉

- ・ 矢野口智一 ・ 山科 早穂
- ・ 岡本 勝子 ・ 安野貞治郎
- ・ 中西 亮

### 〈文〉

- ・ 須貝 明司

4月8日 大森法人会館にて

# TAX information

## 消費税

### 知っていますか？インボイス制度

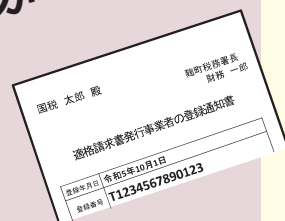
適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方

もう始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされています！  
早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- ▶ 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- ▶ インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- ▶ 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

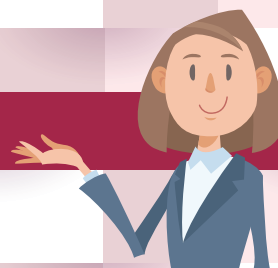


登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！  
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



## インボイス制度説明会申込受付中！



インボイス制度が  
始まったらどう変わるの？

その疑問に  
お答えします！



### オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。  
毎週開催！ 随時、申込受付中！ 質問もチャットで受付！

説明会に  
関する情報



### 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！  
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。  
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。



### 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。



## インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請  
手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設  
サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度  
特設サイト



## インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120-205-553（無料）  
コールセンター 受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）



# 令和4年度税制改正大綱

## — 法人会の税制改正提言 —

### 電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の<sup>ゆうじょ</sup>宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は2年間の猶予期間が設けられます。

主な内容をお知らせします。

#### 法人税関係

##### ■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年<sup>しんぎ</sup>の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

##### ■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

##### ■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記の通り

- ①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度

- ②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度

- ③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度

この3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

##### ■隠蔽仮装行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
  - ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
- 令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

#### 所得税・住民税関係

##### ■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

##### 一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

##### 認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
<b>ZEH水準省エネ住宅</b>			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
<b>省エネ基準適合住宅</b>			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

### ■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できることと共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

### ■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①安全子法人株式等に係る配当等
②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

### ■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。が、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

## 消費税関係

### ■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。が、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

### ■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

## 相続税・贈与税

### ■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家具	1,000万円
上記以外の住宅用家具	500万円

### ■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

## その他

### ■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

### ■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは：  
TIS 税理士法人 税理士 飯田 聡一郎  
TEL 03-5363-5958 FAX 03-5363-5449  
HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 令和4年度事業計画書

## I 令和4年度活動理念

「地域の発展と活力ある公益社団法人をめざして」

- (1) 公益法人制度に適合した、さらなる組織基盤の整備充実
- (2) 地域企業経営支援のためのサービス機能の充実
- (3) 地域社会の発展のため、連携・協調による地域社会貢献活動の展開
- (4) 全法連において決定された新たな「法人会の理念」を意義あるものにするため取組む
- (5) 法人会自主点検チェックシートの普及と企業コンプライアンスの確立に寄与する

## II 基本方針

(税務行政への協力)

1. 税務当局との連絡協力を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努めるとともに、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。  
さらに具体的取り組み策を検討し、e-Tax 制度の普及拡大に努める。

(租税負担の合理化)

2. 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徹するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(記帳と経理知識の普及)

3. 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会の研修室を活用し経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努める。

(地域社会貢献)

4. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会的使命を果たすため、地域社会との一層の連携・協調を図るとともに、組織の強化に取り組む。

(会務運営の円滑化)

5. 会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、とくに会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。



# 令和4年度 収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益的事業会計	収益事業等会計	法人会計	本年度合計	前年度	増減
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>						
<b>i. 経常増減の部</b>						
<b>(i) 経常収益</b>						
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0
(1) 基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0
2. 特定資産運用益	10,000	0	0	10,000	10,000	0
(1) 特定資産受取利息	10,000	0	0	10,000	10,000	0
3. 受取会費	11,846,400	7,410,000	9,690,000	28,946,400	29,968,000	△ 1,021,600
(1) 正会員受取会費	11,400,000	7,410,000	9,690,000	28,500,000	29,500,000	△ 1,000,000
(2) 特別会員受取会費	446,400	0	0	446,400	468,000	△ 21,600
4. 事業収益	900,000	110,000	0	1,010,000	960,000	50,000
(1) 研修会事業収益	900,000	0	0	900,000	900,000	0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	0	0	0	0	0
(3) その他事業収益A	0	60,000	0	60,000	60,000	0
(4) その他事業収益B	0	50,000	0	50,000	0	50,000
5. 受取補助金	13,800,300	1,700,000	0	15,500,300	15,533,500	△ 33,200
(1) 全法連助成金	13,700,300	300,000	0	14,000,300	13,883,500	116,800
(2) 都道府県連補助金	100,000	1,400,000	0	1,500,000	1,650,000	△ 150,000
(3) その他の補助金	0	0	0	0	0	0
6. 受取負担金	485,000	4,947,000	802,000	6,234,000	7,665,000	△ 1,431,000
(1) 青年部会負担金	80,000	732,000	420,000	1,232,000	2,000,000	△ 768,000
(2) 女性部会負担金	120,000	605,000	122,000	847,000	647,000	200,000
(3) 源泉部会負担金	0	425,000	260,000	685,000	515,000	170,000
(4) 総会等負担金	0	1,500,000	0	1,500,000	1,900,000	△ 400,000
(5) 支部負担金	285,000	1,685,000	0	1,970,000	2,603,000	△ 633,000
7. 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
(1) 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
8. 雑収益	700,000	800,000	151,000	1,651,000	1,951,000	△ 300,000
(1) 受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
(2) 広告料収益	700,000	0	0	700,000	800,000	△ 100,000
(3) 雑収益	0	800,000	150,000	950,000	1,150,000	△ 200,000
<b>経常収益計</b>	<b>27,741,700</b>	<b>14,967,000</b>	<b>10,643,000</b>	<b>53,351,700</b>	<b>56,087,500</b>	<b>△ 2,735,800</b>
<b>(ii) 経常費用</b>						
① 事業費	30,108,439	16,318,350		46,426,789	48,027,944	△ 1,601,155
給料手当	10,679,900	1,396,500		12,076,400	12,494,080	△ 417,680
臨時雇賃金	80,100	10,600		90,700	90,700	0
退職給付費用	180,225	23,850		204,075	163,260	40,815
福利厚生費	1,762,200	233,200		1,995,400	2,176,800	△ 181,400
旅費交通費	1,310,250	1,925,500		3,235,750	2,941,070	294,680
通信運搬費	2,834,200	141,000		2,975,200	2,975,200	0
減価償却費	456,000	85,800		541,800	722,400	△ 180,600
消耗品費	1,318,900	721,000		2,039,900	2,139,900	△ 100,000
修繕費	120,000	50,000		170,000	170,000	0
印刷製本費	3,622,400	293,400		3,915,800	3,553,000	362,800
燃料費	120,150	15,900		136,050	226,750	△ 90,700
光熱水料費	450,000	187,500		637,500	637,500	0
賃借料	125,000	280,000		405,000	405,000	0
リース料	1,380,000	575,000		1,955,000	1,785,000	170,000
保険料	780,000	335,000		1,115,000	1,115,000	0
諸謝金	1,702,000	270,000		1,972,000	1,972,000	0
租税公課	662,200	111,800		774,000	774,000	0
会議費	1,550,500	6,152,000		7,702,500	7,822,500	△ 120,000
委託費	0	150,000		150,000	150,000	0
支払負担金	809,000	3,235,000		4,044,000	5,424,000	△ 1,380,000
支払手数料	864	12,000		12,864	12,864	0
雑費	164,550	113,300		277,850	276,920	930
② 管理費			5,810,675	5,810,675	5,804,520	6,155
給料手当			1,223,600	1,223,600	1,265,920	△ 42,320
臨時雇賃金			9,300	9,300	9,300	0
退職給付費用			20,925	20,925	16,740	4,185
福利厚生費			204,600	204,600	223,200	△ 18,600
旅費交通費			572,250	572,250	549,930	22,320
通信運搬費			258,000	258,000	258,000	0
減価償却費			58,200	58,200	77,600	△ 19,400
消耗品費			45,000	45,000	45,000	0
修繕費			30,000	30,000	30,000	0
印刷製本費			233,200	233,200	193,000	40,200
燃料費			13,950	13,950	23,250	△ 9,300
光熱水料費			112,500	112,500	112,500	0
賃借料			40,000	40,000	40,000	0
リース料			345,000	345,000	315,000	30,000
保険料			195,000	195,000	195,000	0
租税公課			86,000	86,000	86,000	0
会議費			1,230,000	1,230,000	1,230,000	0
委託費			270,000	270,000	270,000	0
支払負担金			390,000	390,000	390,000	0
渉外慶弔費			100,000	100,000	100,000	0
支払手数料			350,000	350,000	350,000	0
雑費			23,150	23,150	24,080	△ 930
<b>経常費用計</b>	<b>30,108,439</b>	<b>16,318,350</b>	<b>5,810,675</b>	<b>52,237,464</b>	<b>53,832,464</b>	<b>△ 1,595,000</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 2,366,739</b>	<b>△ 1,351,350</b>	<b>4,832,325</b>	<b>1,114,236</b>	<b>2,255,036</b>	<b>△ 1,140,800</b>

# 「令和3年度地球温暖化対策報告書」提出会員企業一覧

東京都への「地球温暖化対策報告書」提出にご協力いただきありがとうございました。  
 環境分野の柱として、法人会が東京都と連携して取り組んでいるこの制度は、中小規模事業者の自主的な取り組みによる温暖化防止の実現と、中小企業者向け省エネ促進税制の減税の要素を含んでいます。令和4年度も引き続き皆様ご協力の程よろしくお願い致します。  
 公益事業委員長 志村 政彦



- |                    |                  |                |
|--------------------|------------------|----------------|
| 株式会社 アクセサリーコンプレックス | シールエンド 株式会社      | 有限会社 日軽急送      |
| インシナー工業 株式会社       | 株式会社 志村精機製作所     | ニッシン・ジャパン 株式会社 |
| 株式会社 上森測量設計事務所     | 城南道路 有限会社        | 平賀機械工業 株式会社    |
| 有限会社 エス・ティー・ワールド   | 株式会社 新国際観光       | 株式会社 ファーストピース  |
| 株式会社 エヌエフエー        | 精工電機 株式会社        | フィーサ 株式会社      |
| 大森クローム工業 株式会社      | 袖田工業 株式会社        | 有限会社 福田印刷所     |
| 公益社団法人 大森法人会       | 株式会社 大電工         | 有限会社 富士精機製作所   |
| 大森駅ビル 株式会社         | 株式会社 ダイニチ        | ブルーライン 株式会社    |
| 有限会社 岡本製作所         | 大志技研 株式会社        | 株式会社 豊栄        |
| 株式会社 オズタック         | 有限会社 太陽精器製作所     | 株式会社 丸都ユニホーム   |
| 木内弘美税理士事務所         | 大和鋼機 株式会社        | ミツル電気 株式会社     |
| クリアパルス 株式会社        | 株式会社 玉子屋         | 株式会社 宗川工務店     |
| 小松ばね工業 株式会社        | 中央電機設備 株式会社      | メディカルテック 株式会社  |
| 株式会社 齊藤木工所         | 株式会社 佃浅商店        | 有限会社 八木澤製作所    |
| サクラ運送 有限会社         | 株式会社 ティーエム・カンパニー | 矢野口自工 株式会社     |
| 株式会社 佐藤熔工          | 東海塗装 株式会社        | 合資会社 山田屋葬儀社    |
| 株式会社 三和電機製作所       | 株式会社 東辰          | 計50社           |



提出者にはSDGsのバッジを配布しております。

## 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「(東京版)環境減税について」をご覧ください!

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

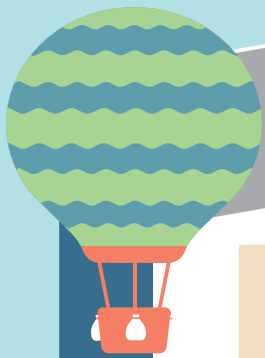
主税局 環境減税

検索



### 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



役立つ情報と話題を現場からお届けします…

## ● 新春の集い

1月18日(火) 参加者70名 会場:大田文化の森ホール

講演 第一部 「税務行政の現状と課題」

第二部 「SDG sの実現に向けて」

～ヒントは「エシカル消費」と「消費者志向経営」～



第1部講師:大森税務署  
金澤署長



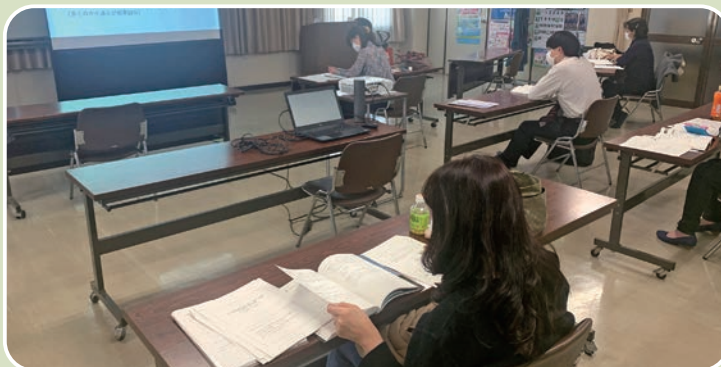
第2部講師:消費者庁課長補佐  
米山眞梨子氏

## ● 申告書の見方書き方講座(全5回)

2月17日(水)～3月16日(水) 参加者11名

会場:大森法人会館研修室

研修内容:「企業の健康診断書、読めますか!？」



講師:大森税務署  
外山調査官



# 第10回 税に関する絵はがきコンクール

このコンクールは、全国法人会総連合女性部会が租税教室の一環として全国に推進している活動です。今回、管内の6年生を対象に作品を募ったところ290点の応募がありました。

厳正な審査の結果、「会長賞」「大森税務署長賞」「税制税務委員長賞」「女性部会長賞」「大田区長賞」「教育長賞」の6点と「入選」5点を選定致しました。

ご協力頂きました管内の小学校の先生方、お忙しい中誠にありがとうございました。

女性部会では引き続き絵はがきコンクールを継続していきます。

皆様のご協力よろしく申し上げます。〈女性部会長 山田妙子〉



馬込第三小学校 長谷川愛来さん



大森第三小学校 関 日向子さん



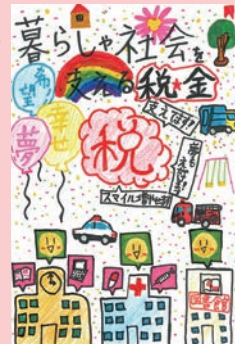
徳持小学校 山村陽月さん



入新井第四小学校 高橋真央さん



池上小学校 櫻村こと子さん



池上小学校 河内美結さん



入新井第四小学校 木村愛菜さん



池上小学校 青柳 陽さん



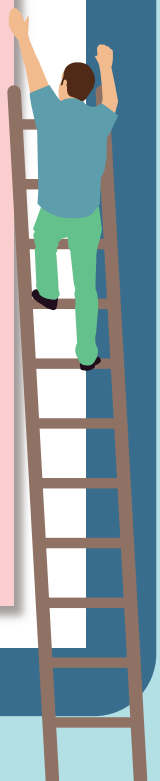
池上小学校 無半麻土華さん



徳持小学校 流矢かれんさん



徳持小学校 山川花夏さん



# TOPICS

FROM **大田区**

## 国際交流・多文化共生の新たな拠点！ おおた国際交流センター「Minto Ota」

2022年4月にオープンした、おおた国際交流センター（愛称：Minto Ota）は、「多様な文化を分かち合い、だれもが活躍できるまち」を推進する大田区の新しい拠点です。センター内には、海外にゆかりのある方が生活相談できる「多言語相談窓口」や、国際交流団体が日本語教室などで使用できる「会議室」、さまざまな国・地域の情報の掲示などを行う「情報・交流コーナー」があります。身近にサポートを必要としている方がいらっしゃいましたら、ぜひ当センターをご紹介ください！



▲「Minto Ota」  
詳細はコチラ



©大田区



おおた国際交流センター「Minto Ota」は  
京急蒲田駅から徒歩2分



Government Educational Loans  
**国の教育ローン**  
あなたの“未来”応援します。

ご融資額  
**350万円以内**  
お子さま  
1人あたり

ご入学前のまとまった  
費用の準備が可能

固定金利  
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは

**教育ローンコールセンター**

受付時間 月～金 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00

※受付時間が変更となる場合がございますので、最新の受付時間はホームページをご確認ください。



0570-008656

ハローコール



日本政策金融公庫

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。





## ジャスト・ワン・ワード



◆昨今、コロナや戦争などの世界情勢で不安定な日々が続いています。そして、災害で忘れてはいけなのが、地震・津波などの天災です。東北の震災から11年、先日も大きな地震が福島で起こり、関東でも大規模停電になりました。マグニチュード6以上の大地震の20%は日本で起きているそうです。いつでも身近で大地震が起こる可能性があるということです。防災グッズの備えや避難場所などの確認、金銭面の備えとしての保険手配など、しっかりと準備万端にしておきましょう。

(広報委員 AIG損害保険(株) 上原 和彦)

◆先日、会社から定期健康診断・がん検診の案内が届きました。昨年の健康診断書では、初めて「要精密検査」の項目が・・・再検査の結果が出るまでは、そわそわした毎日。

今年も、去年のような結果が出たら嫌だなという気持ちがあり、重い腰が上がりません。

そんな時、「もっと早く見つかっていれば」「病気は待ってくれない」と、がんの研修で耳にし、検診の重要性を再認識。

自身のためにも、家族のためにも、受診予約をしました。

(広報委員 アフラック 柏倉 なつみ)

今回も  
全問正解  
ですよネ



## 税金クイズの答え



- A** ①社宅や独身寮も人の居住の用に供する家屋であるから、社宅や独身寮を従業員に貸し付けた場合にも住宅の貸付けに該当し、非課税となります。
- B** ①インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から開始されます。インボイス制度の開始後は、帳簿とともに保存すべき請求書等の範囲が適格請求書等になるなど、仕入税額控除の要件が変わります。
- C** ②国内の建設業者が国外で行う工事は、役務の提供場所が国外であるから、国内の商社が元請けとなっていたとしても国外取引となります。
- D** ②仮領収書と称するものであっても、それが金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、後に正式な領収書を作成するか否かにかかわらず、金銭又は有価証券の受取書に該当するため、印紙税の課税対象となります。



# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)			
		貸	借	借	借
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払い、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○		
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決算日、決算手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバランス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 公益社団法人大森法人会 電話番号 03-3751-4484 URL https://www.tohoren.or.jp/oomori/

# 従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手续で加入できます

**公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは**

○ 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○ 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会 財団法人 東京160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642 https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/ 企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965